第六十条第三項第十二号	附則第十二条第一項第九号、第十一号、第十三号又は第十五号
	該当する者（同項第十六号の規定に該当する者にあつては、退職共済年金を受けることができるものに限る。）
第六十条の二第二項第三号	イ及びロ
第六十条の三	第六十四条の二第一項若しくはなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第六十四条の三第一項
	老齢厚生年金等又は平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前の令第三条の十の五各号に掲げる年金たる給付
第六十一条第一項各号列記以外の部分	第三十八条第二項又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第三十八条第二項（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第六十四条の二第二項及び昭和六十年改正法附則第五十六条第三項において準用する場合を含む。）
第六十一条第一項第一号	及び住所
	第二条の五第一項第二号から第四号まで
第六十一条第一項第四号	第二号等遺族厚生年金
第六十一条第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号	抄本
第六十二条第一項各号列記以外の部分	十日以内に
第六十二条第一項第一号	及び住所
第六十二条第二項第二号	抄本
第六十二条の二第一項第一号	及び住所
第六十三条第一項各号列記以外の部分	除く。）又は昭和六十年改正法附則第七十二条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第六十三条第三項（以下この条において「旧法第六十三条第三項」という。）

附則第十二条第一項第十七号	
該当する者	
イ	
法第六十四条の二第一項	
老齢厚生年金等	
第三十八条第二項	
、住所及び氏名	
第二条の五第一項第一号、第三号及び第四号	
第一号等遺族厚生年金	
抄本若しくは謄本	
、住所及び氏名	
速やかに	
除く。）	

十日以内に	速やかに
第七十四条	国家公務員共済組合法施行規則第百十四条の二十四第一項
第六十三条第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
第六十三条第一項第三号	除く。）	除く。）
第六十五条第一項各号列記以外の部分	第六十五条第一項及びなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第三十八条第一項、第六十四条の二第一項若しくは第六十六条	第六十六条若しくはなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第三十八条第一項並びに第六十六条
第六十五条第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
第六十五条第三項第一号	抄本	抄本若しくは謄本
第六十五条第五項第一号	第三十八条第一項及びなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第三十八条第一項並びに	第三十八条第一項及び
第六十七条第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
第六十七条第二項第一号	抄本	抄本若しくは謄本
第六十七条の二第一号	及び住所	、住所及び氏名

2　前項の規定による遺族厚生年金の請求、届出その他の行為について、当該遺族厚生年金が厚生年金保険法第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるもの又は同法第七十八条の三十二に規定する一の期間に係る第二号厚生年金被保険者期間に基づくもの（同法第五十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給されるものに限る。）である場合においては、遺族厚生年金請求等規定（前項の規定により読み替えられた場合には、読替え後の規定）のうち第六十条第六項中「法若しくは旧法若しくは船員保険法」とあるのは「法」と、「、厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）第十七条第一項第三号に掲げる年金たる給付又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）第九条第一項第二号に掲げる年金である給付を受ける」とあるのは「受ける」とする。

第四目　脱退一時金

（脱退一時金の請求等）

第百十四条の四　脱退一時金（連合会が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第七十六条の二及び第七十六条の四に定めるところによるものとする。この場合において、同規則第七十六条の二第一項中「脱退一時金」とあるのは「脱退一時金（第二号厚生年金被保険者期間（法附則第二十九条の二の規定により第二号厚生年金被保険者期間に合算された第二号厚生年金被保険者以外の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間を含む。）に基づくものに限る。）」と、同項第一号中「及び住所」とあるのは「、住所及び氏名」と、同項及び同規則第七十六条の四第一項中「機構」とあるのは「国家公務員共済組合連合会」とする。